

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)  
特定少年の実名報道の研究 (2)  
- 検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由 -  
2022. 8. 1～2022. 12. 31 (小関慶太)

## 【研究論文】

# 特定少年の実名報道の研究(2)

- 検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由 -

2022.8.1～2022.12.31

Media Name a 18and19-year-old suspect and Journalism Research Part.2

- Reasons for the prosecution, newspaper publishers, and online news to publish their real names -

From August 1, 2022 to December 31, 2022

**キーワード 実名報道 匿名報道 特定少年 新聞記事 デジタルタトゥ**

小関 慶太(KOSEKI Keita)

### 1. はじめに

前稿「特定少年の実名報道の研究 (1)」『八洲論叢 (2)』(2022. 9 公刊) では、2022 年 4 月 1 日～7 月 31 日までの収集できた情報を整理してまとめた。本稿「特定少年の実名報道の研究 (2)」では、2022 年 8 月～2022 年 12 月までの特定少年の匿名報道 (検察段階<sup>1</sup>)、実名報道 (検察段階<sup>2</sup>、報道機関の状況) についてまとめ、次稿「特定少年の実名報道の研究 (3)」『八洲学園大学紀要』(2023. 3 公刊) では、改正法後の特定少年の行為主義 (犯情説) に基づく刑事裁判における量刑と同類の行為に対する量刑状況を比較してまとめた。

前稿 (2022 年 4 月～7 月) と本稿 (2022 年 8 月～12 月) の報道状況を朝日新聞 (誌面)、は左飛デジタル、データベース G-search (富士通) を活用しながら調査を行ってきたが、山梨夫婦殺害事件や寝屋川事件の報道の際と比較すると、社会全体的におとなしくなり、特定少年の実名報道への関心も減少してきているのではないかと感じた。また報道機関も山梨夫婦放火殺人事件の際の右に倣えから、独自の総合的な表現ではあるが少年法の理念に寄り添った形に転換しているように考えられた。

---

<sup>1</sup> 検察段階では「公表」

<sup>2</sup> 検察段階では「公表」

## 2. 実名公表の可否 (検察段階)

### 【実名公表】

罪名	地検	概要
危険運転致死罪	名古屋	<p>地検は、「危険運転致死という重大事案であることなどから、諸般の事情を考慮し、公表することとした」と説明。</p> <p>(事件概要)</p> <p>今年7月、車を運転中、名古屋市中川区の交差点に赤信号を無視して時速112～114キロで進入し、横断歩道を自転車で渡っていた専門学校生(当時17)をはねて死亡させた罪<sup>3</sup></p> <p>実名報道：読売新聞 匿名報道：毎日新聞、朝日新聞、中日新聞</p>
監禁罪・強盗致傷罪	津	<p>地検は「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻」</p> <p>(事件概要)</p> <p>2022年7月、特定少年1名(実名公表)、成人1名らが共謀し、津市内で当時15～19歳の少年ら3人に対して腕をナイフで刺すなどの暴行を加えた後、車の炉ランクなどに監禁、さらに暴行し現金の支払いを約束させた<sup>4</sup>。</p> <p>実名報道：読売新聞 匿名報道：毎日新聞、朝日新聞、中日新聞</p>
強盗傷害罪・窃盗罪・器物損壊罪	那覇	<p>那覇地検は、「特定少年の健全育成と更生を考慮しつつ、今回は犯罪の重大性や地域社会に与える影響も考慮して氏名を公表した」</p> <p>(事件概要)</p> <p>2022年6月、那覇市内の路上で当時57歳の男性に対して「財布だせ」などと言い、顔を数回殴るなどの暴行を加えて鼻の骨を折る全治1か月の重傷を負わせたとされています。</p> <p>男はこのほかにも、同年5月に当時63歳の男性を路上に投げ倒し</p>

<sup>3</sup> 中京テレビ(2022.9.9)「危険運転致死罪で起訴 「特定少年」の実名を公表 名古屋地検」  
<https://www.ctv.co.jp/news/articles/cefpdloco0fe41x9.html?fbclid=IwAR38iY5Ed84RXC-CsPtIZJ4o5kE0LVe9eqp7LRsod7BeMGKx6GD0Fq2JM1Q> (最終閲覧日：2022.9.10)

<sup>4</sup> 読売新聞 中部朝刊(2022.11.3)「監禁や強盗致傷 特定少年を起訴 県内初の実名公表＝三重」(G-search 有料記事) 中日新聞 朝刊20面(2022.11.3)「監禁罪などで起訴 特定少年 氏名公表 津地裁で初」(G-search 有料記事)

		<p>て全治 2 週間のけがをさせ現金およそ 2 万 5 千円を奪うなど、強盗傷害・窃盗・器物損壊の 3 つの罪で合わせて 6 件起訴<sup>5</sup>。</p> <p>実名報道：確認なし 匿名報道：琉球新報、沖縄タイムズ</p>
危険運転致死罪	京都	<p>京都地検は在宅起訴し、氏名を公表した</p> <p>(事件概要)</p> <p>50 キロ道路で約 106 キロや 110 キロ/時速で乗用車を運転し、道路わきの石垣に衝突し、同乗者 4 人中 1 人を死亡、3 人を負傷させた<sup>6</sup>。</p> <p>実名報道：確認なし 匿名報道：朝日新聞、京都新聞デジタル</p>
危険運転致死罪 (訴因変更)	大分	<p><b>【変更前】</b> 公表なし</p> <p>自動車運転致死傷行為処罰法違反 (過失運転致死)</p> <p>地検は「総合的に判断した」</p> <p>危険運転致死で送検されたが、大分地検は「(危険運転致死が) 成立するだけの証拠が集まらなかったため」過失運転致死で起訴した<sup>7</sup>。</p> <p><b>【変更後】</b></p> <p>自動車運転致死傷行為処罰法違反 (過失運転致死)</p> <p>追加：危険運転致死罪</p> <p>地検は訴因変更に伴い氏名を公表した<sup>8</sup>。</p>

<sup>5</sup> RPC (2022. 11. 16) 「県内初の特定少年実名公表 強盗傷害など 6 件起訴」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/dace2b4bf77ae3380a064b4a2b525ff5f745f3ac> (最終閲覧日：2022. 11. 26)

<sup>6</sup> 朝日新聞 大阪地方京都 23 面 (2022. 12. 1) 「19 歳を在宅起訴、地検が実名公表 危険運転致死罪/京都府」(G-search 有料記事)

<sup>7</sup> 読売新聞 (2022. 7. 23) 西部朝刊 28 面「過失運転致死で「特定少年」起訴 実名は公表せず=大分」(G-Search 有料記事)

<sup>8</sup> 朝日新聞 西部地方大分 25 面 (2022. 12. 21) 「危険運転致死罪追加で元少年、裁判員裁判へ 検察側は氏名を公表 時速 194 キロ/大分県」(G-search 有料記事)、産経新聞大阪朝刊 26 面 (2022. 12. 21) 「194 キロ死亡事故 危険運転債へ変更認める 大分地裁」(G-search 有料記事)、大分合同新聞 1 面 (2022. 12. 21) 「当・時速 194 km k 峰通じ個/危険運転に訴因変更 大分地裁が認める 裁判員裁判の対象に 市民感覚どう反映」(G-search 有料記事)

		公表理由は「危険運転致死という重大事案であることなどから、諸般の事情を考慮した <sup>9</sup> 」と説明している。  実名報道：産経新聞 匿名報道：朝日新聞、読売新聞、大分合同新聞
覚せい剤取締法違反・・ 関税法違反	千葉	逮捕時 19 歳 起訴 20 歳 地検は「社会の監視の高い事件は説明する責任があり、覚せい剤取締法違反は裁判員裁判の対象事件である <sup>10</sup> 」と説明している。  実名報道：確認なし 匿名報道：東京新聞、朝日新聞

【非公表】

罪名	地検	概要
強制猥褻罪	宇都宮 栃木支部	地検は「少年の更生への影響に十分配慮する」とした改正法の付帯決議や事案の内容、罪名を考慮したと説明 <sup>11</sup> ※裁判員裁判対象外  (事件概要) 女子 (18) に対して猥褻行為を行った。
恐喝未遂罪	那覇	地検は「健全育成や更生を考慮し氏名の公表は差し控える」 (事件概要) 男は 9 月 13 日、ほかの 4 人と共謀し、16 歳と 17 歳の被害者を取り囲み、現金を要求して脅した <sup>12</sup> 。
傷害罪 監禁罪	広島	地検は「諸般の事情を総合的に考慮した」 (事件概要)

<sup>9</sup> 読売新聞西部朝刊 29 面 (2022. 12. 21) 「194 キロ死亡事故「危険運転」に訴因変更 大分地裁認める」(G-search 有料記事)

<sup>10</sup> 東京新聞 18 面「特定少年を実名起訴 地検初 覚醒剤密輸などの罪で」(G-search 有料記事)

<sup>11</sup> 下野新聞社 (2022. 8. 20) 「県内初、特定少年を起訴 「更生へ影響」実名非公表 宇都宮地検栃木支部」  
<https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/625245> (最終閲覧日：2022. 8. 23)、読売新聞 25 面 (2022. 8. 23) 「県内初「特定少年」在宅起訴 強制わいせつ罪 地検 実名公表せず=栃木」(G-search 有料記事)

<sup>12</sup> 沖縄タイムズ (2022. 11. 11) 「「特定少年」を起訴、那覇地検で初 氏名非公表「健全育成や更生を考慮」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0e1416a23d731c7f1c8e8e935de9042e297b6bc8> (最終閲覧日：2022. 11. 26)、沖縄タイムズ朝刊 22 面 (2022. 11. 11) 「特定少年を起訴/那覇地検で初 氏名非公開」(G-search 有料記事)、琉球新報朝刊 27 面 (2022. 11. 12) 「19 歳特定少年を起訴/那覇地検 県内初、氏名非公表」(G-search 有料記事)

		<p>男は事件の主犯とされ、当時 15~18 歳の少年ら複数人と共謀。6 月 30 日夜、立体駐車場屋上で男性を取り囲んで殴ったり蹴ったりし、男性が暴行を逃れるために飛び降りることを余儀なくさせ、脳挫傷や頭蓋底骨折の大けがを負わせるなどした疑い。</p> <p>(家裁の判断)</p> <p>家裁は 17 日の少年審判決定で、男性が約 24 メートルの高さから転落し、今も後遺症があると指摘。「犯行を主導した責任は重く、非常に悪質」として逆送を判断していた<sup>13</sup>。</p> <p>※他の少年は、少年院送致などの保護処分が決定している<sup>14</sup>。</p>
強盗致傷罪	福岡	<p>(事件概要)</p> <p>元少年は友人と共謀し、大阪市内の路上でベンチに座っていた男性の首を絞め失神させ、現金 23,000 円入りのバックを奪った。</p> <p>福岡地検は「最高検が示した基準に踏まて、総合的に検討した」「改正少年法の趣旨及び謠決議の内容を踏まえ、総合的に判断した」という<sup>15</sup>。</p>

### 3. 特定少年の報道について

前稿では資料編として詳細にまとめたが、大阪寝屋川事件以降、検察段階で実名公表されたケースに対して、報道機関段階での報道が縮小されている傾向にあるため、本稿 (2) 以降は、本文中に簡易的にまとめるものとした。

特定少年の起訴、実名公表、報道状況に関しては、誌面 (朝日新聞) やインターネット上のニュースで確認を行ったのち、G-search (新聞検索) を活用し、検索ワード「特定少年」で検索しヒットしたものを資料とする。

<sup>13</sup> 中国新聞デジタル (2022. 11. 25) 「立体駐車場飛び降り事件、逆送の 19 歳を起訴 広島地検、実名公表せず」<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/242383> (最終閲覧日: 2022. 11. 26)、中国新聞朝刊 中国 W 右「特定少年 広島初の起訴 飛び降り事件 地検、氏名公表せず」(G-search 有料記事)

<sup>14</sup> 中国新聞朝刊 (2022. 11. 18) 「広島県府中町の立体駐車場鳥織 主犯の 19 歳を逆送 広島家裁 特定少年 広島で初」(G-search 有料記事)、読売新聞 大阪朝刊 31 面「19 歳転落事故 「特定少年」逆送=広島」(G-search 有料記事)

<sup>15</sup> 読売新聞西部朝刊 27 面 (2022. 12. 1) 「強盗「特定少年」起訴事実認める 初公判=福岡」(G-search 有料記事)、読売新聞西部朝刊 26 面 (2022. 12. 1) 「「特定少年」2 人 強盗致傷で起訴 地検、氏名公表せず=福岡」(G-search 有料記事)、西日本新聞 28 面 (2022. 12. 8) 「「特定少年」2 人起訴 強盗致傷罪、匿名で発表 福岡地検」(G-search 有料記事)

[表 1] 匿名報道

事件名	新聞社 (面)	見解・お断りなど
名古屋・危険運転致死事件	中日新聞 (30)	記載なし <sup>16</sup>
	毎日新聞 中部 (24)	毎日新聞は個別事件ごとに実名か匿名かを判断します。事件の性質や更生を重視する少年法の理念を踏まえ、この事件は匿名とします。 <sup>17</sup>
	朝日新聞 名古屋 (25)	事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます <sup>18</sup> 。
沖縄・強盗致傷等事件	琉球新報社 (25)	琉球新報は更生を重んじる少年法の理念を重視し、19 歳以下の犯罪は原則として匿名で報じます <sup>19</sup> 。
	沖縄タイムズ (29)	沖縄タイムズは 19 歳の男 (特定少年) が起訴された事件の様態や、更生を重視する少年法の趣旨を総合的に考慮し、今回は匿名とします。 <sup>20</sup>
三重・強盗致傷罪・監禁罪	中日新聞 (20)	記載なし <sup>21</sup> 見解の記載なし
京都・危険運転致死罪	朝日新聞社 (23)	事件の内容と少年法に理念を総合的に考慮し、匿名で報じます <sup>22</sup> 。
	京都新聞 (デジタル)	社会的影響や背景を総合的に検討し、匿名で報道します <sup>23</sup> 。

<sup>16</sup> 中日新聞 (2022. 9. 9) 30 面「特定少年の弁護士 匿名の報道を要望 名古屋・死亡事故逆送 (G-search 有料記事)」

<sup>17</sup> 毎日新聞 (2022. 9. 10) 中部朝刊 24 面「危険運転致死：18 歳「特定少年」起訴 危険運転致死で東海初名古屋地裁」(G-search 有料記事)

<sup>18</sup> 朝日新聞名古屋地方版 25 面 (2022. 9. 10)「特定少年を起訴、地検は実名公表 危険運転致死罪で/愛知県」(G-search 有料記事)

<sup>19</sup> 琉球新報 (2022. 11. 17)「特定少年 氏名初公表/那覇地検 19 歳、強盗致傷で起訴」(G-search 有料記事)

<sup>20</sup> 沖縄タイムズ (2022. 11. 17)「特定少年起訴 氏名を公表/那覇地検で初 強盗致傷の罪」(G-search 有料記事)

<sup>21</sup> 中日新聞 朝刊 20 面 (2022. 11. 3)「監禁罪などで起訴 特定少年 氏名公表 津地裁で初」(G-search 有料記事)

<sup>22</sup> 前掲朝日新聞 (2022. 12. 1) (G-search 有料記事)

<sup>23</sup> 京都新聞デジタル (2022. 11. 30)「京都地検が特定少年を起訴、氏名公表 石垣の追突、同乗 4 人死傷の事故で」(URL 不明)

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)  
 特定少年の実名報道の研究 (2)  
 -検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-  
 2022. 8. 1～2022. 12. 31 (小関慶太)

大分・ 危険運 転致死 罪(訴 因変 更)	朝日新聞 (25)	事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮し、匿名で報じます <sup>24</sup> 。
	大分合同新聞 (1)	少年法の理念や事故の性質、内容などを総合的に検討し、匿名で報道します <sup>25</sup> 。
	読売新聞 (29)	これまでの取材を踏まえ、元少年を匿名としました <sup>26</sup> 。
千葉・ 覚せい 剤取締 法違 反・関 税法違 反	東京新聞 (18)	記載なし <sup>27</sup>
	朝日新聞 (27)	事件の内容と少年法の理念を総合的に考慮して、匿名で報じます <sup>28</sup> 。

[表 2] 実名報道

事件名	新聞社 (面)	見解・お断りなど
名 古 屋・危 険運 転致 死事 件	読売新聞	実名報道 <sup>29</sup>
	中部朝刊 (27)	お断り記載なし
三重・ 強盗致 傷罪・ 監禁罪	読売新聞	実名報道 <sup>30</sup>
	中部朝刊 (23)	お断りの記載はない
大分・ 危険運	産経新聞	実名報道 公表理由は、危険運転致死罪という重大な事案であることなどか

<sup>24</sup> 前掲朝日新聞 (2022. 12. 21) (G-search 有料記事)

<sup>25</sup> 前掲大分合同新聞 (2022. 12. 21) (G-search 有料記事)

<sup>26</sup> 前掲読売新聞 (2022. 12. 21) (G-search 有料記事)

<sup>27</sup> 前掲東京新聞 (2022. 12. 6) (G-search 有料記事)

<sup>28</sup> 朝日新聞 (2022. 12. 3) 27 面「当時 19 歳の特定少年を起訴 地検、実名報道報道 覚醒剤密輸事件/千葉県」(G-search 有料記事)

<sup>29</sup> 読売新聞 中部朝刊 27 面 (2022. 9. 10)「特定少年を起訴 地検が実名公表 危険運転致死で=愛知」(G-search 有料記事)

<sup>30</sup> 読売新聞 中部朝刊 (2022. 11. 3)「監禁や強盗致傷 特定少年を起訴 県内初の実名公表=三重」(G-search 有料記事)

転致死 罪 (訴因 変更)	ら公表するに至ったと説明している <sup>31</sup> 。
------------------------	----------------------------------

一覧表にするとわかるように全体的に報道段階での実名報道、匿名報道は新聞社によって分かれてきていると解される。

#### 4. 報道機関の動向

##### (1) 新聞社の考え

2022年7月末に朝日新聞社東京本社で「メディアと倫理委員会」が開催された。

本社の考え方として「事件報道は実名を原則としている。事実がベースにあり、その上で議論が構築されるというジャーナリズムとしての考えからだ。その原則を踏まえ、伝えられる側の不利益、伝える意味のバランスを考え、判断している。少年については、さらに考慮しなければならない要素として、適切な教育や処遇によって柔軟に成長する「可塑(かそ)性」に富み、成育環境による影響も大きいことから大人と同じには扱えないと考えてきた。」「特定少年の実名をどうするのか、社会部が中心になり、社内に設けた事件報道小委員会で議論してきた。年明けに、検察が原則として重大事件を扱う裁判員裁判の対象事件で実名を公表する方針が見えてきた。そこで実務的には実名が公表された事件をどのように扱うか、議論を重ねる中で共通認識ができてきた。それは、主に次の三つ。一つは、特定少年であっても健全育成、立ち直りを重視する少年法の適用を受けることは変わらない。二つ目は、一方で、民法改正で成人と認められ、選挙権も与えられている。18歳未満とは違う「責任ある主体としての立場」を重視し、一律推知報道を禁止せず、社会的な批判、論評の対象にするという法改正の趣旨を踏まえて判断する必要がある。三つ目が、ネットでの報道について、半永久的に閲覧可能になる恐れがあり、更生の妨げにならない配慮も必要だ。この三つを中心に、対応を検討し、大まかな方針を決めた。少年である以上、立ち直りに配慮して、実名は例外的な事件に限定する。基本的には故意の犯罪行為で人を死なせ、社会的に影響が大きい事件を対象とする。ただし、殺人であっても酌むべき事情があったり、社会性が乏しかったりする事件もある。一方、傷害致死ではあるけれども極めて悪質というケースもあり、罪名だけで決めるのではなく、犯罪の状況、内容、社会に与えた影響の大きさ、少年の役割などを、総合的に検討することにした。朝日新聞としては、過去の事件における議論や司法判断を踏まえ、事件の意味合いなどもきちんと取材して、ケースごとに判断するのが基本的なスタンスだ。ただ、ネットでの対応は難しい。デジタルで報じた記事がずっと残るデジタルタトゥーの問題は、発信元として柔軟な取り組みが求められる。事案によって短期で掲載を終える、そもそも紙面だけにとどめるなど、日々議論をしながら試行錯誤している。<sup>32</sup>」と説明している。

<sup>31</sup> 前掲産経新聞 (2022. 12. 21) (G-search 有料記事)

<sup>32</sup> 朝日新聞 15 面 (2022. 9. 1) 「特定少年の実名報道、重い判断 朝日新聞「メディアと倫理委員会」」(G-

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)  
特定少年の実名報道の研究 (2)  
-検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-  
2022. 8. 1~2022. 12. 31 (小関慶太)

2022年8月31日、山梨日日新聞YBS本社で、読者の意見を幅広く聞き、報道の質を高めるための第三者機関「山日と読者委員会」の第10期第4回会議を開かれた。その際に「特定少年の実名報道については、「その是非を模索する姿勢を見せたことが印象的。検討プロセスを開示しながら構成したことは議論を喚起するためにもいいこと」とした。「少年犯罪が起きる背景には家庭内の養育の劣化がある。事件の大きさと加害者が育ってきた実態を明らかにすることが必要」との声もあった。」という<sup>33</sup>。

2022年12月2日に8年ぶりに北海道内で「BPO放送倫理・番組向上機構」と「北海道内の放送局」との意見交換会が行われ、少年法改正と実名報道などについて話し合われた。廣田智子(BPO放送人権委員会)は、「特定少年の実名・匿名の問題は、報道が守ろうとする社会的利益は何かという存在意義につながる問い」と述べ、参加者からは「同じ事件でも、放送とインターネット配信それぞれで実名報道をするかその都度、議論をしていきたい」などの意見が出された<sup>34</sup>。

各社が少年法の理念に基づき報道の可否を決めているが、報道によって行き過ぎた社会的制裁にならないようになることを期待したい。

## (2) 刑事事件後の実名報道

福島民報(2022. 5. 19) 23面記事<sup>35</sup>では、特定少年の氏名を掲載しなかったが、刑事事件が始った際に9月8日の記事で「塙町の民家で女性が殺害された事件で、起訴された十九歳の被告(特定少年)の公判が始まりました。福島民報社は事件の重大性などを踏まえ、実名で報道します。<sup>36</sup>」とおことわりを掲載した。

## 5. 結びに代えて

2022年4月法改正後、1年間新聞記事の追いかけ調査<sup>37</sup>を行ってきたが、山梨夫婦放火殺人事件の際には多くの報道機関が右に倣えのように実名報道又、顔写真を掲載してきたが月日が経つにつれて社会的な関心が薄れたのか、報道機関がそれぞれの考え方に基づき判断がなされるようになったのではないだろうか。前述の朝日新聞社の委員会での議論(特に下線部)がそれぞれ匿名報道を行う理由に反映されているように考えられた。また事案が発生したらデータベースなどで資料収集をしているが、在京紙と現場付近の新聞記事ぐらいいしかヒット(検索に引っ掛からない)しない。社

---

search 有料記事)、下線部は追記

<sup>33</sup> 山梨日日新聞 19面(2022. 9. 1)「山日と読者委実名報道を審議 少年犯罪背景取材を」(G-search 有料記事)

<sup>34</sup> 北海道ニュース UHB(2022. 12. 2)「「報道が守ろうとする社会的利益とは…」BPOと放送局が意見交換 18歳19歳の実名・匿名問題」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0632306f738c1122280b68c9478f2be398ed4a74> (最終閲覧日: 2022. 12. 24)

<sup>35</sup> 福島民報 23面(2022. 5. 19)「実名に県民思い複雑 19歳少年氏名公表「犯罪抑止に効果」「社会復帰妨げる」(G-search 有料記事)

<sup>36</sup> 福島民報 21面(2022. 9. 8)「おことわり」(G-search 有料記事)

<sup>37</sup> 2023年1月以降の記事からの分析は拙著「特定少年の実名報道の研究(4)-検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-2023. 1. 1~2023. 6. 30」『八洲論叢(3)』掲載予定

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)  
特定少年の実名報道の研究 (2)  
-検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-  
2022. 8. 1~2022. 12. 31 (小関慶太)

会が特定少年の非行・犯罪に過剰な反応を示していないことと肯定的に考えることも可能である。

また訴因変更に伴い検察が非公開を公開に切り替えた例が2つある(通貨偽造罪(東京)、危険運転致死(大分))があるが、大分の事例では報道機関は実名報道に切り替えていない点は過度な社会的制裁にならず、少年の更生を考えると大切な考え方である。また検察側の公表理由は、当初から最高検が示した①社会的影響力②裁判員裁判の対象が大きな柱であったが、裁判員裁判の対象である危険運転致死罪(新潟)の事件で新潟地検は「一般類型的に考えられるだけで、一律に公表しなさい」と言っているわけではなく、個別判断である」と指摘・主張した<sup>38</sup>。新潟のような判断が全国的に広まることを期待したい。

現在報道が下火になっているが、2023年1月頃から世間をにぎわしている闇バイト、強盗致死事件で特定少年の逮捕のニュースを目にすることが増えている点より公訴提起(起訴)後の実名報道に関して、各社がどのように考えているかは興味深く今後も追跡調査を行っていききたい。

特定少年の実名報道が少年に対して法的制裁を超越した社会的制裁にならないようにしなければならない。

## 付記

本研究は、公益財団法人 横浜学術教育振興財団(2022年度研究助成)「特定少年の実名報道における報道機関が求める基準の研究」(研究代表:小関慶太)の研究成果の一部である。また超異分野学会 2023 東京大会(2023. 3. 3-4/九段会館)において「子どもの権利論から考える特定少年の実名公表の理由の分析」(ポスターセッション)の報告を行った。

## 参考文献一覧(注釈掲載していない)

- 『家庭の法と裁判』日本加除出版、36号
- 『家庭の法と裁判』日本加除出版、37号
- 『家庭の法と裁判』日本加除出版、38号
- 『家庭の法と裁判』日本加除出版、40号
- 日本新聞協会『デジタル時代の新聞の公共性を考える』新聞研究別冊、2022
- 鮎川潤『新版 少年非行 社会はどう処遇しているのか』左右社、2022
- 鮎川潤『新版 少年犯罪 18歳、19歳をどう扱うべきか』平凡社新書、2022
- 川出敏裕『少年法(第2版)』有斐閣、2022
- 丸山雅夫『少年法の理論と実務』日本評論社、2022
- 丸山雅夫『少年法講義(第4版)』成文堂、2022
- 高橋和之『人権研究I 表現の自由』有斐閣、2022
- 右崎正博『表現の自由の現代的展開』日本評論社、2022

---

<sup>38</sup> 北海道新聞 24面(2022. 7. 3)「法改正3か月 特定少年実名11名 検察、公表基準沿わぬ例も」(G-search 有料記事)

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)  
特定少年の実名報道の研究 (2)  
-検察、新聞社、ネットニュースの実名掲載の判断理由-  
2022. 8. 1~2022. 12. 31 (小関慶太)

橋本基弘『表現の自由 理論と解釈』中央大学出版部、2022  
田島泰彦『表現の自由とメディアの現代史』日本評論社、2019  
阪口正二郎・毛利透・愛敬浩二『なぜ表現の自由か』法律文化社、2017  
林紘一郎『情報法のリーガル・マインド』勁草書房、2017  
澤康臣『なぜイギリスは実名報道こだわるのか』金風舎、2019 他

受理日：2023年1月10日

小関慶太  
八洲学園大学 生涯学習学部 准教授